

2 計画の位置付け

本計画は、健康増進法第8条および食育基本法第18条第2項に基づく市町村健康増進計画・食育推進計画です。国の「健康日本21（第2次）」や「食育推進基本計画（第4次）」、県の「かながわ健康プラン21（第2次）」、「食みらい かながわプラン2018（第3次神奈川県食育推進計画）」を勘案して策定しています。

また、市としては「逗子市総合計画」を上位計画とし、福祉分野を包括する逗子市地域福祉計画で掲げられている方針と整合性を持たせ、地域福祉推進計画、高齢者保健福祉計画、障がい者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との連携を図りながら推進します。

